

監査委員公表

監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年10月7日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 長崎県監査委員 | 下 | 田 | 芳 | 之 |
| 同 | 砺 | 山 | 和 | 仁 |
| 同 | 前 | 田 | 哲 | 也 |
| 同 | 中 | 村 | 泰 | 輔 |

令和4年度普通会計定期監査結果(前期)

第1 監査の概要

1 監査対象機関及び実施日

地方自治法第199条第4項の規定による令和4年度前期における普通会計の定期監査を、長崎県監査基準に準拠し、令和4年5月11日から9月8日までの期間において、本庁及び地方機関の合計118箇所を対象として実施した。

監査対象機関、委員監査年月日及び監査にあたった委員は、別紙のとおりである。

【監査対象機関】

| 区分 | 本 庁 | | | | | 地方機関 | 合計 |
|--------------|------|--------|-----|------|-----|------|-----|
| | 知事部局 | 各種委員会等 | 教育庁 | 警察本部 | 計 | | |
| 監 査 対象機関 | 91 | 5 | 11 | 1 | 108 | 128 | 236 |
| 今回監査 実施機関 | 91 | 5 | 11 | 1 | 108 | 10 | 118 |

2 監査対象期間

原則として令和3年度を対象期間としたが、監査委員が必要と認めるときは、令和4年度についても監査日までを対象期間とした。

3 監査の観点

監査に当たっては、県の事務事業が法令等に則り適正に行われているか、また、経済性、効率性、有効性は確保されているかの3Eの観点から実施した。

4 基本事項

(1) 収入

- ① 収入確保のため、調定事務、徴収対策が適切に行われているか。
- ② 収入未済の解消について、時効の管理を含む債権管理が適切に行われ、効率的な回収に取り組まれているか。

(2) 予算の執行

- ① 予算の執行は、適切に行われているか。
- ② 経済性を考慮し計画的かつ効率的に執行され、効果的なものとなっているか。

(3) 契約

- ① 業務の履行確認は、徹底されているか。
- ② 予定額の積算根拠は、明確かつ適切であるか。
- ③ 委託の成果は、有効に活用されているか。

(4) 工事

- ① 工事の計画・設計・施工は、法令等に準拠しているか。また、適切かつ効率的、経済的に執行されているか。
- ② 設計積算にあたって十分な検討及び設計照査が行われているか。また、特に契約変更時は必要性、経済性が検討されているか。
- ③ 入札手続、契約方法、支出に関する事務処理は、適切に行われているか。

(5) 補助金等

- ① 補助金等の事務処理は、関係法令等に基づいて適切に行われているか。
- ② 補助事業完了後の審査は、書面や現地で適切に行われているか。
- ③ 補助事業の効果の検証は、行われているか。

(6) 物品

- ① 物品の調達・管理は、規則等に基づき適切に行われているか。
- ② 物品は、有効に活用されているか。

(7) 財産の管理

- ① 公有財産の管理は、規則等に基づき適切に行われているか。
- ② 公有財産は、有効に活用されているか。

第2 監査の結果

1 総括

監査の結果、本庁及び地方機関における財務に関する事務の執行については、おおむね適正に行われているものと認められた。

しかしながら、一部において、下記の指摘事項等のとおり、是正または改善を要する事項が見受けられたので、今後とも関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的な事務執行の確立に努める必要がある。

2 指摘事項等の状況

今回の監査の結果、事務処理を是正・改善すべきものについては、以下のとおりである。

(単位:件)

| 区分 | 計 | 収入未済 | 収入 | 予算執行 | 契約 | 工事 | 補助金等 | 物品 | 財産管理 | その他 |
|------|--------------|------------|------------|------------|-------------|----------|------------|------------|------------|------------|
| 指摘事項 | (70) 58 | (3) 4 | (1) 3 | (7) 5 | (29) 16 | (0) 0 | (6) 4 | (13) 9 | (5) 8 | (6) 9 |
| 指導事項 | (164) 196 | (8) 6 | (16) 9 | (9) 9 | (66) 101 | (3) 3 | (13) 15 | (26) 24 | (17) 18 | (6) 11 |
| 意見 | (2) 3 | (0) | (0) | (0) | (2) 1 | (0) | (0) | (0) | (0) 1 | (0) 1 |
| 合計 | (236) 257 | (11) 10 | (17) 12 | (16) 14 | (97) 118 | (3) 3 | (19) 19 | (39) 33 | (22) 27 | (12) 21 |

()は令和3年度前期監査結果件数

昨年度と比べ、「契約」について、契約変更の手続き誤りや仕様書の不備などで 21 件増加している。

※監査結果は、次の区分により取り扱う。

(1)指摘事項

- ①法令、条例又は通達等に違反しているもの
- ②機関の意思決定が適切になされていないもの
- ③収入確保に適切な措置を要するもの
- ④予算を目的外に支出しているもの
- ⑤不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- ⑥経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの
- ⑦前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
- ⑧その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

(2)指導事項

指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

(3)意見

- ①執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
- ②県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

(1) 収入未済について(指摘4件、指導6件)

令和3年度末における収入未済額は26億7千万円で、令和2年度末より3億7百万円減少している。

これは、主に、県税において2億8千1百万円減少しているためである。

未収金の中に、回収困難となっている債権が見受けられるが、債権回収にあたっては初動の対応が重要であるので、まずは所管課において適正な債権管理と効果的な徴収対策を講じることが必要である。

税以外の一定の要件を満たす債権については、各所管課から債権管理室に移管されているが、同室に引き継いだ案件であっても、債務者の現状や課題等を十分に把握し、連携して取り組む必要がある。

(2) 収入について(指摘3件、指導9件)

補助金等において、調定が遅延している事例などが認められたので、収入事務の適正な執行に努めるべきである。

(3) 予算の執行について(指摘5件、指導9件)

使用していない給水設備について、設置場所を把握しておらず、必要性を確認しないまま上下水道料金を支出している事例や、見積書を徴した業者のうち、最低価格の業者と契約の締結をしていない事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

(4) 契約について(指摘16件、指導101件)

業務委託において実績確認や精算確認が不十分である事例や、電気設備の保安管理業務委託において報告された不具合箇所への対応が遅延している事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

(5) 工事について(指摘0件、指導3件)

機器の更新等の工事において、撤去した機器等が産業廃棄物として処理されていることを確認していない事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

(6)補助金等について(指摘4件、指導15件)

補助金交付決定前に事業の着手がされている事例や、指定管理者負担金において、維持修繕費の精算確認が不十分な事例などが認められたので、補助金等交付規則や要綱等に則り適正な事務処理を行うべきである。

(7)物品について(指摘9件、指導24件)

県が譲与した燃料電池船について、移転登録に必要な書類を交付しておらず、移転登録がなされていない事例や、毒物・劇物危害防止規定に定められている定期的な教育及び訓練が行われておらず、また、使用しない水銀(毒物)が長期間保管されている事例などが認められたので、関係法規や各種通知等に基づき、適正な物品の管理に努めるべきである。

(8)財産の管理について(指摘8件、指導18件)

建物の使用許可において、消防用設備の使用に支障がある場所を許可している事例や、港湾施設使用料の未収があるにもかかわらず、更新許可の妥当性を検討することなく許可を行っている事例などが認められたので、関係法規や各種通知等に基づき、適正な公有財産の管理に努めるべきである。

(9)その他(指摘9件、指導11件)

業務委託において、個人番号が記載されている文書の取り扱いに係る取り決めが不十分な事例や、公金支出情報システムにおいて個人名を表示している事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

第3 指摘事項

次のような不適切な事例があったので、適正に事務を執行すること。

1 企画部

(1) 予算の執行

マイクロバス料金において、見積書を徴した業者のうち最低価格の業者と契約の締結をしていない。また、少額のため契約書等の作成を省略しているが、相手方が提出した見積書の余白に契約期間などの記載をしたうえでの決裁を行っていない。 [IR推進課]

2 総務部

(1) 契約

県外パブリシティサポート業務委託(首都圏・関西圏)において、履行確認が不十分である。 [広報課]

(2) 財産の管理

公共用地の未利用地で利用見込みのないものについては、売却手法の多様化等の検討を行い、引き続き積極的な処分に努めること。 [管財課]

(3) その他

長崎県職員能力開発センターの防火管理者選任(解任)届出書及び消防計画(変更)届出書が提出されていない。 [新行政推進室]

3 地域振興部

(1) 契約

① 西九州新幹線シンポジウム開催等業務委託において、仕様書にイベント参加中発生し得る傷害及び賠償責任の保険に加入することと定めていながら、予定額の積算に含めていない。 [新幹線対策課]

② 雲仙公園内公衆便所浄化槽保守点検業務において、不良気味の放流ポンプについて対応が不十分である。また、保守点検を法定で定める以上の頻度で行っているが、伺いに根拠を記載すべきである。 [島原振興局管理部総務課]

(2)その他

納付すべき所得税の計算において、誤りがあり、一部の納付が遅延しており、保管金の管理が不十分である。 [長崎振興局管理部総務課]

4 文化観光国際部

(1)契約

① 長崎空港くん蒸倉庫管理委託契約において、管理に要する費用に係る県の負担が定められていない。また、利用料金徴収についての規定が適切でない。さらに、管理状況を把握するための実績報告を求めている。 [物産ブランド推進課]

② 東京 2020 聖火リレーランナー用品配送等業務委託において、業務完了報告書に係る検査で不合格とした後の対応が不十分である。 [スポーツ振興課]

(2)補助金等

東京 2020 オリンピック聖火リレーにおける遣唐使船関連イベント負担金について、負担金額の根拠が確認できないまま支出している。 [スポーツ振興課]

5 県民生活環境部

(1)契約

新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発及び誹謗中傷対策周知テレビコマーシャル放送業務外 11 件において、委任状の提出がないまま契約権限のない者と見積合わせを行っている。 [人権・同和対策課]

(2)物品

① 女性就業支援コーナー事業において、ウェブカメラ他の物品の貸付契約が著しく遅延している。 [男女参画・女性活躍推進室]

② 雲仙古湯・八万地獄地区自然災害観測機器設置業務委託外 1 件において、委託業務で購入した備品の組入れがなされていない。また、契約書又は仕様書に引渡しについて明記されていない。 [自然環境課]

(3)その他

① ながさきコロナ対策飲食店認証制度運用業務委託において、個人番号が記載されている文書の取り扱いに係る取り決めが不十分である。 [生活衛生課]

- ② 公金支出情報システムにおいて、個人名を表示しているものがある。 [地域環境課]
- ③ 有害な業務を行う屋内作業場において、労働安全衛生法に定める作業環境測定を行っていない。 [環境保健研究センター]

6 福祉保健部

(1) 収入未済

収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(生活保護費返還金等) [福祉保健課]

7 産業労働部

(1) 予算の執行

技能検定試験合格証明書再交付等について、事務手続きが遅延している。

[雇用労働政策課]

(2) 物品

- ① 消耗品等出納簿(切手)について、令和3年度末の残高確認を令和4年度の物品管理者が行っている。 [新産業創造課]
- ② 県が譲与した燃料電池船について、小型船舶の登録等に関する法律に定める移転登録に必要な書類を交付しておらず、移転登録がなされていない。 [新産業創造課]
- ③ 消耗品等出納簿(生産品)において、年度末及び年度当初の物品管理者及び出納員による確認が行われていない。 [工業技術センター]

(3) その他

「研究機関内における公的研究費の管理・監査ガイドライン、及び、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく実施規程」に基づく内部監査が行われていない。また、内部監査に関する規程が不十分である。 [工業技術センター]

8 水産部

(1) 収入未済

収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(沈没船引上げ費用等) [長崎港湾漁港事務所港営課]

(土木部に再掲)

(2) 契約

① 長崎魚市場新設活魚棟用取水井戸揚水量調査業務委託において、業務の追加に係る費用の変更の検討を行っていない。また、工事に関する委託ではないにもかかわらず、業務打合せ簿により契約内容の追加等を行っている。 [水産加工流通課]

② 前回の指導にもかかわらず、長崎県地方卸売市場長崎魚市場における防火・防災管理対象物点検業務委託の予定額の積算において、千円未満切り捨ての根拠が不明確である。 [水産加工流通課]

③ 館浦漁港、生月漁港、大根坂漁港緑地等管理業務委託において、委託料で購入した備品の組入れが行われていない。また、精算額の中に対象外経費が含まれており、確認が不十分である。さらに、再委託承認が一部されていない。

[県北振興局建設部田平土木維持管理事務所]

(3) 物品

情報資産に係る物品の管理が適切に行われていない。 [漁業取締室]

9 農林部

(1) 収入

① 農林水産業費国庫補助金において、調定が遅延している。 [農山村振興課]

② 消費・安全対策交付金等において、調定が遅延している。 [農産園芸課]

(2) 契約

令和3年度産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託において、前回、局内他部署の監査で指導したにも関わらず、契約書に県側の契約印が押印されていない。

[島原振興局農林水産部南島原地域普及課]

(3) 物品

- ① 消耗品等出納簿(切手)について、令和4年度分を作成しておらず、年度初めに行うべき処理が行われていない。 [農村整備課]
- ② 毒物・劇物危害防止規定に定められている定期的な教育及び訓練が行われていない。また、使用しない水銀(毒物)が長期間保管されている。 [農業大学校]

(4) その他

公用車の公用車使用簿兼日常点検チェックリスト及び公用車等運転確認簿が作成されていないものがある。 [農業大学校]

10 土木部

(1) 収入未済

- ① 収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(県営住宅使用料等) [住宅課]
- ② 収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(沈没船引上げ費用等) [長崎港湾漁港事務所港営課]
- ③ 収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(沈没船引上げ費用) [県北振興局建設部田平土木維持管理事務所]

(2) 収入

収入証紙実績簿において、手数料の名称毎に記載していないものがある。また、消印した日に記載していない。さらに、実績がある月の月計及び累計を記載していない。

[都市政策課]

(3) 予算の執行

使用していない給水設備について、設置場所を把握していないものがある。また、必要性を確認しないまま上下水道料金を支出しているものがある。さらに、指定管理施設内にある給水設備分の水道料金について、支出する根拠が不明確である。

[長崎港湾漁港事務所総務課・港営課]

(4) 契約

- ① 一般国道 202 号道路除草業務委託において、契約の変更が行われておらず、精算が適正に行われていない。 [長崎振興局建設部道路維持課]
- ② 道路除草等業務委託に係る実績報告において、精算額が契約額を上回ったと申出を受け、契約変更手続きを行わないまま、精算額全額を支払っている。また、損害保険料を予定額に算入しているが、契約書に加入することを約定していない。さらに、精算時において保険加入の有無を確認していない。 [長崎振興局建設部道路維持課]
- ③ 神ノ島公園法面等移管用地測量業務委託において、委任事項が記載されていない委任状を受領し入札に参加させている。 [長崎港湾漁港事務所総務課]
- ④ 島原港及び多比良港自家用電気工作物(可動橋電気設備)保安管理業務委託において、報告された不具合箇所の対応が遅延している。 [島原振興局建設部管理課]
- ⑤ 相浦川水系水門定期点検業務委託の検査において、点検実施時期に係る確認が十分でない。 [県北振興局建設部河川課]
- ⑥ 大瀬戸土木維持管理事務所管内道路監視業務委託において、一部業務を再委託しているが、承諾に係る手続きがなされていない。また、変更契約締結前に追加業務が履行されている。 [県北振興局建設部大瀬戸土木維持管理事務所]

(5) 財産の管理

- ① 公共用地の未利用地については、今後も引き続き土地の実態に応じた利用又は処分に努めること。 [用地課]
- ② 公有財産目的外使用許可や長崎駅前広場条例に基づく占用許可が適切に行われていない。 [長崎振興局建設部管理課]
- ③ 長崎港元船 C 棟上屋使用について消防用設備の使用に支障がある場所を許可している。そのため、消防用設備等点検業務委託契約において、一部の点検が行われていない。また、設備の不具合を指摘されているが、改善に向けた対応が遅延している。さらに、屋内消防栓に係る送水ホース耐圧試験を実施していない。 [長崎港湾漁港事務所港営課]
- ④ 長崎県港湾管理条例に基づく上屋の使用許可において、当初 15 日間で許可し、その後、延長の許可を行った際、許可の初日に遡って 16 日以上の際の単価を適用せず、差額の調定及び請求を行っていない。 [長崎港湾漁港事務所港営課]

⑤ 港湾施設使用許可において、同施設使用料の未収があるにもかかわらず、更新許可の妥当性を検討することなく許可を行い、その際、必要となる連帯保証人を立てさせていない。 [長崎港湾漁港事務所港営課]

⑥ 前回指導したにもかかわらず、道路占用・河川占用及び港湾施設用地の目的外使用許可において、許可期間満了時の原状回復届を徴取していない。 [県北振興局建設部建設管理課]

(6)その他

パトロール車の公用車等運転確認簿への記入及び所属長による確認がなされていない。 [県北振興局建設部大瀬戸土木維持管理事務所]

11 教育庁

(1)補助金等

① 長崎県高等学校離島留学生ホームステイ費補助金において、補助金額に変更が生じたにもかかわらず変更交付申請書が提出されていない。 [高校教育課]

② 長崎県産業教育振興会補助金において、補助金交付決定前に事業の着手がされている。 [高校教育課]

③ 指定管理者負担金において、維持修繕費の精算の確認が不十分である。 [体育保健課]

(2)財産の管理

浮棧橋について、海域管理条例に係る許可を受けないまま設置している。 [体育保健課]

(3)その他

公文書開示請求において、保有していない公文書を開示決定している。 [高校教育課]

12 警察本部

(1)予算の執行

① 運転免許の更新期限を誤って納入された更新手数料について、納入が還付申請書を提出していないにもかかわらず、還付を行っている。 [警察本部]

② 国有物品の損傷に係る金銭賠償について、手続を誤ったため国への支出が遅延している。 [警察本部]

(2) 物品

無線警ら車購入外 1 件において、契約金額の変更が生じたが契約変更を行っていない。

[警察本部]

第4 意見

今期の監査においては、見積書を徴した業者のうち最低価格の業者と契約を締結していない事例や、必要性を確認しないまま上下水道料金を支出している事例などが散見されたので、コスト意識を持った予算執行を求めたい。

また、契約事務や補助金事務等において、履行確認が不十分な事例が多数見受けられたので、各種手引やマニュアルに沿った適切な事務手続を進め、確実な履行確認が行われるよう、決裁ラインによる組織としてのチェック体制を徹底されたい。

さらに、契約相手からの業務報告を書面で求めている事例や、軽易ではない事項の報告を口頭で受け記録を残していない事例、所属内で意思決定を行う際に決裁文書を作成していない事例などが見受けられたが、本県の文書取扱規程及び公文書管理の基本指針において、特に軽易な事件で急施を要するものを除き、事務の処理は文書をもって行うことが原則とされているので、十分留意されたい。

なお、執行機関等に対し今回の監査において速やかに改善・検討などを促すことが必要と認められるものは、以下のとおりである。

(1) 契約事務における仕様書の作成及び履行確認について

契約事務において、昨年度の定期監査結果報告書で注意を促していたにもかかわらず、仕様書の記載が不十分で業務目的が達成されないおそれがある事例や、履行確認が不十分で、業務が確実に履行されたかが不明確となっている事例などが多数見受けられたので、適切な仕様書を作成するとともに、仕様書どおりに業務が確実に履行されているか確認することを徹底されたい。

〔関係各課〕

(2) 制度改正等の周知徹底について

制度改正等の周知に関しては、令和4年4月の道路交通法施行規則の改正に伴い、各所属で備えるべき公用車等運転確認簿の様式が改正されたことや、令和2年4月の民法改正に伴い契約書雛形が改正されたことについて、所管課からの通知を受けていながら対応していない所属が散見された。

このような周知不足による類似の事例が生じないようにするため、制度改正等の通知を受けた所属における職員への周知を徹底するとともに、通知を発出する所属においては、受信側が確実に把握して必要な対応を行えるよう、効果的な周知に努められたい。〔関係各課〕

(3) 港湾施設の使用許可に係る使用料について

港湾施設の使用許可について、長崎県港湾管理条例(昭和 51 年 5 月施行)の制定当初は、短期間の許可を基本としていたと考えられるが、近年は長期間の許可事例が多くなっている。

また、特に、港湾施設のうち上屋の使用許可については、同条例で貨物搬入の日から 15 日以内と 16 日以上とで異なる単価が定められているが、延長して 16 日以上となった場合の使用料の算定方法が分かりにくい制度となっている。

条例の制定から 46 年が経過し、制定当時とは港湾施設を取り巻く状況や利用実態が変化していると考えられることから、利用者側のニーズを踏まえた分かり易く利用し易い制度となるように、所要の見直しを検討されたい。〔港湾課〕

(別紙)

1 地方機関

| 監査対象機関 | 委員監査年月日 | 監査委員 |
|------------|-----------|----------------------------|
| 長崎港湾漁港事務所 | 令和4年7月12日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 長崎振興局 | 令和4年7月19日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 島原振興局 | 令和4年7月20日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 工業技術センター | 令和4年7月26日 | 下田 芳之 前田 哲也 |
| 環境保健研究センター | 令和4年7月26日 | 下田 芳之 前田 哲也 |
| 川棚食肉衛生検査所 | 令和4年7月26日 | 下田 芳之 前田 哲也 |
| 農業大学校 | 令和4年7月26日 | 砺山 和仁 中村 泰輔 |
| 大村警察署 | 令和4年7月26日 | 砺山 和仁 中村 泰輔 |
| 窯業技術センター | 令和4年7月26日 | 砺山 和仁 中村 泰輔 |
| 県北振興局 | 令和4年7月27日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |

2 本 庁

| 監 査 対 象 機 関 | 委員監査年月日 | 監 査 委 員 |
|-------------|-----------|----------------------------|
| 議会事務局 | 令和4年8月18日 | 下田 芳之 砺山 和仁 |
| 監査事務局 | 令和4年8月18日 | 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 出納局 | 令和4年8月18日 | 砺山 和仁 前田 哲也 |
| 人事委員会事務局 | 令和4年8月18日 | 下田 芳之 中村 泰輔 |
| 労働委員会事務局 | 令和4年8月18日 | 下田 芳之 中村 泰輔 |
| 総務課 | 令和4年8月19日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 福利厚生室 | 令和4年8月19日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 教育環境整備課 | 令和4年8月19日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 教職員課 | 令和4年8月19日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 義務教育課 | 令和4年8月19日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 高校教育課 | 令和4年8月19日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 特別支援教育課 | 令和4年8月19日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 児童生徒支援課 | 令和4年8月19日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 生涯学習課 | 令和4年8月19日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 学芸文化課 | 令和4年8月19日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 体育保健課 | 令和4年8月19日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 危機管理課 | 令和4年8月19日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 消防保安室 | 令和4年8月19日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 警察本部 | 令和4年8月19日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 文化振興・世界遺産課 | 令和4年8月22日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |

| 監 査 対 象 機 関 | 委員監査年月日 | 監 査 委 員 |
|-------------|-----------|----------------------------|
| 観光振興課 | 令和4年8月22日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 国際観光振興室 | 令和4年8月22日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 物産ブランド推進課 | 令和4年8月22日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 国際課 | 令和4年8月22日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| スポーツ振興課 | 令和4年8月22日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 福祉保健課 | 令和4年8月22日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 監査指導課 | 令和4年8月22日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 医療政策課 | 令和4年8月22日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 感染症対策室 | 令和4年8月22日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 医療人材対策室 | 令和4年8月22日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 薬務行政室 | 令和4年8月22日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 国保・健康増進課 | 令和4年8月22日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 長寿社会課 | 令和4年8月22日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 障害福祉課 | 令和4年8月22日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 原爆被爆者援護課 | 令和4年8月22日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| こども未来課 | 令和4年8月22日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| こども家庭課 | 令和4年8月22日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 監理課 | 令和4年8月23日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 建設企画課 | 令和4年8月23日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 新幹線事業対策室 | 令和4年8月23日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 都市政策課 | 令和4年8月23日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |

| 監 査 対 象 機 関 | 委員監査年月日 | 監 査 委 員 |
|-------------|-----------|----------------------------|
| 道路建設課 | 令和4年8月23日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 道路維持課 | 令和4年8月23日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 港湾課 | 令和4年8月23日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 河川課 | 令和4年8月23日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 砂防課 | 令和4年8月23日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 建築課 | 令和4年8月23日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 営繕課 | 令和4年8月23日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 住宅課 | 令和4年8月23日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 用地課 | 令和4年8月23日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 総務文書課 | 令和4年8月23日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 県民センター | 令和4年8月23日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 学事振興課 | 令和4年8月23日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 秘書課 | 令和4年8月23日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 広報課 | 令和4年8月23日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 人事課 | 令和4年8月23日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 新行政推進室 | 令和4年8月23日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 職員厚生課 | 令和4年8月23日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 財政課 | 令和4年8月23日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 管財課 | 令和4年8月23日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 税務課 | 令和4年8月23日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 債権管理室 | 令和4年8月23日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |

| 監 査 対 象 機 関 | 委員監査年月日 | 監 査 委 員 |
|--------------|-----------|----------------------------|
| スマート県庁推進課 | 令和4年8月23日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 総務事務センター | 令和4年8月23日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 農政課 | 令和4年8月25日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 団体検査指導室 | 令和4年8月25日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 農山村振興課 | 令和4年8月25日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 農業経営課 | 令和4年8月25日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 農産園芸課 | 令和4年8月25日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 農産加工流通課 | 令和4年8月25日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 畜産課 | 令和4年8月25日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 農村整備課 | 令和4年8月25日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 諫早湾干拓課 | 令和4年8月25日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 林政課 | 令和4年8月25日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 森林整備室 | 令和4年8月25日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 県民生活環境課 | 令和4年8月25日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 男女参画・女性活躍推進室 | 令和4年8月25日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 人権・同和对策課 | 令和4年8月25日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 交通・地域安全課 | 令和4年8月25日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 統計課 | 令和4年8月25日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 生活衛生課 | 令和4年8月25日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 食品安全・消費生活課 | 令和4年8月25日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 地域環境課 | 令和4年8月25日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |

| 監 査 対 象 機 関 | 委員監査年月日 | 監 査 委 員 |
|-------------|-----------|----------------------------|
| 水環境対策課 | 令和4年8月25日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 資源循環推進課 | 令和4年8月25日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 自然環境課 | 令和4年8月25日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 産業政策課 | 令和4年8月25日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 企業振興課 | 令和4年8月25日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 新産業創造課 | 令和4年8月25日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 経営支援課 | 令和4年8月25日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 若者定着課 | 令和4年8月25日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 雇用労働政策課 | 令和4年8月25日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 漁政課 | 令和4年8月26日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 漁業振興課 | 令和4年8月26日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 漁業取締室 | 令和4年8月26日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 水産経営課 | 令和4年8月26日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 水産加工流通課 | 令和4年8月26日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 漁港漁場課 | 令和4年8月26日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 地域づくり推進課 | 令和4年8月26日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 市町村課 | 令和4年8月26日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 土地対策室 | 令和4年8月26日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 交通政策課 | 令和4年8月26日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 新幹線対策課 | 令和4年8月26日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 県庁舎跡地活用室 | 令和4年8月26日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |

| 監 査 対 象 機 関 | 委員監査年月日 | 監 査 委 員 |
|-------------|-----------|----------------------------|
| 政策調整課 | 令和4年8月26日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| 政策企画課 | 令和4年8月26日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| IR推進課 | 令和4年8月26日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |
| デジタル戦略課 | 令和4年8月26日 | 下田 芳之 砺山 和仁 前田 哲也 中村 泰輔 |